

一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第20条の2 省略 (期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれその日に在職する職員に対し基準日から起算して1箇月を超えない範囲内において規則で定める日(次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げるところにより算出した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第3に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月に支給する場合 次に掲げる区分に応じ、当該それぞれに掲げる割合を乗じて得た額</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 行政職給料表の適用を受ける職員 100分の130 イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 100分の130 ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員 100分の130 エ 教育行政職給料表の適用を受ける職員 100分の130 <p>(2) 12月に支給する場合 次に掲げる区分に応じ、当該それぞれに掲げる割合を乗じて得た額</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 行政職給料表の適用を受ける職員 <u>100分の130</u> イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 <u>100分の130</u> ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員 <u>100分の130</u> エ 教育行政職給料表の適用を受ける職員 <u>100分の130</u> <p>3～5 省略 以下省略</p>	<p>第1条～第20条の2 省略 (期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれその日に在職する職員に対し基準日から起算して1箇月を超えない範囲内において規則で定める日(次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げるところにより算出した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第3に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月に支給する場合 次に掲げる区分に応じ、当該それぞれに掲げる割合を乗じて得た額</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 行政職給料表の適用を受ける職員 100分の130 イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 100分の130 ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員 100分の130 エ 教育行政職給料表の適用を受ける職員 100分の130 <p>(2) 12月に支給する場合 次に掲げる区分に応じ、当該それぞれに掲げる割合を乗じて得た額</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 行政職給料表の適用を受ける職員 <u>100分の125</u> イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 <u>100分の125</u> ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員 <u>100分の125</u> エ 教育行政職給料表の適用を受ける職員 <u>100分の125</u> <p>3～5 省略 以下省略</p>

一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第20条の2 省略 (期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21条の3までにおいて</p>	<p>第1条～第20条の2 省略 (期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21条の3までにおいて</p>

てこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれその日に在職する職員に対し基準日から起算して1箇月を超えない範囲内において規則で定める日(次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げるところにより算出した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第3に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月に支給する場合 次に掲げる区分に応じ、当該それぞれに掲げる割合を乗じて得た額

ア 行政職給料表の適用を受ける職員 100分の130

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 100分の130

ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員 100分の130

エ 教育行政職給料表の適用を受ける職員 100分の130

(2) 12月に支給する場合 次に掲げる区分に応じ、当該それぞれに掲げる割合を乗じて得た額

ア 行政職給料表の適用を受ける職員 100分の125

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 100分の125

ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員 100分の125

エ 教育行政職給料表の適用を受ける職員 100分の125

3~5 省略

以下省略

てこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれその日に在職する職員に対し基準日から起算して1箇月を超えない範囲内において規則で定める日(次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げるところにより算出した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第3に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月に支給する場合 次に掲げる区分に応じ、当該それぞれに掲げる割合を乗じて得た額

ア 行政職給料表の適用を受ける職員 100分の127.5

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 100分の127.5

ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員 100分の127.5

エ 教育行政職給料表の適用を受ける職員 100分の127.5

(2) 12月に支給する場合 次に掲げる区分に応じ、当該それぞれに掲げる割合を乗じて得た額

ア 行政職給料表の適用を受ける職員 100分の127.5

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 100分の127.5

ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員 100分の127.5

エ 教育行政職給料表の適用を受ける職員 100分の127.5

3~5 省略

以下省略

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例新旧対照表(付則第2項関係)

現行	改正案
第1条～第3条 省略 (期末手当)	第1条～第3条 省略 (期末手当)
第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する特別職に属する常勤の職員に対して、一般職の職員の期末手当の支給日に支給する。この場合において、これらの基準日前1箇月以内に退職(任期満了、辞任、解職、失職又は死亡によりその職を離れることをいう。以下同じ。)した者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。	第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する特別職に属する常勤の職員に対して、一般職の職員の期末手当の支給日に支給する。この場合において、これらの基準日前1箇月以内に退職(任期満了、辞任、解職、失職又は死亡によりその職を離れることをいう。以下同じ。)した者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。
2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職した場合にあつては、退職した	2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職した場合にあつては、退職した

<p>日現在)において前条第1項に規定する給料月額及び当該給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>3～4 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>日現在)において前条第1項に規定する給料月額及び当該給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>3～4 省略</p> <p>以下省略</p>
---	---

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例新旧対照表(付則第3項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する特別職に属する常勤の職員に対して、一般職の職員の期末手当の支給日に支給する。この場合において、これらの基準日前1箇月以内に退職(任期満了、辞任、解職、失職又は死亡によりその職を離れることをいう。以下同じ。)した者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職した場合にあつては、退職した日現在)において前条第1項に規定する給料月額及び当該給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の225</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>3～4 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する特別職に属する常勤の職員に対して、一般職の職員の期末手当の支給日に支給する。この場合において、これらの基準日前1箇月以内に退職(任期満了、辞任、解職、失職又は死亡によりその職を離れることをいう。以下同じ。)した者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職した場合にあつては、退職した日現在)において前条第1項に規定する給料月額及び当該給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>3～4 省略</p> <p>以下省略</p>

三田市議会議員報酬等に関する条例新旧対照表(付則第4項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第5条 省略 (期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する議長等に対して、一般職の職員の期末手当の支給日に支給する。</p>	<p>第1条～第5条 省略 (期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する議長等に対して、一般職の職員の期末手当の支給日に支給する。</p>

<p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在において第2条に規定する議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在において第2条に規定する議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>3 省略</p>
--	--

三田市議会議員報酬等に関する条例新旧対照表(付則第5項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第5条 省略 (期末手当)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在において第2条に規定する議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の225</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略 (期末手当)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在において第2条に規定する議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>3 省略</p>